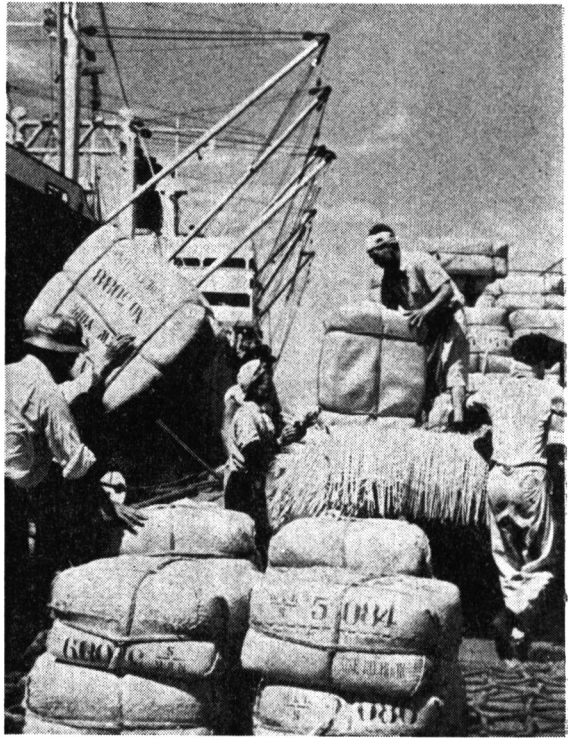


こうしたなかで県においても行政整理が日程にのぼってきたが、一九四九年八月の県議会に県の職員定数条例の改正を提案し従来の予算定員六千六百五十三名を五千三百九名に減員し二二の整理を行うこととした。この問題については県議会も行政刷新特別委員会を設け検討してきたが、「人員整理は最小限度にとどめること、即ち六十八名以内にとどめること、出来得る限り速い時期において事務の簡素化を行い、併せて行政機構の整備を行うこと」など四条件をつけて決定するに至った。これを議決した議会で一議員は、定数条例の改正に関して部課の統合整理ができるならば均衡のとれた行政整理ができるが、今日部課の位置は法律（地方自治法第一五八条）で微動だにしない。知事は自治法第一五八条の改正を要求し本当に合理化した整理を行うべしと迫っており、こうしたところにも地方官官制を統合した地方自治法のもとに県政の問題が露呈していたといえる（『神奈川県議会史』統編第一巻）。八月二十八日に発表された第一次整理発表二十五名のうちに希望退職者に加えて組合幹部なども含まれていたが（『神奈川新聞』昭和二十四年八月二十七日付）、九月末までに予定の六十八名の人員整理を終えたのであった。

貿易

ところでドッジ使節団は国内財政の均衡化を強力におし進めたが、その一つの目標は単一為替レートの設定であり、新しい為替レート「ドル」三百六十円が一九四九（昭和二十四）年四月二十五日から実施されることとなった。

このことは貿易振興に再建をかける横浜市・神奈川県にとっては大きな意味をもっていた。占領当初は管理貿易のみであった貿易が一九四七年八月から制限つきではあれ再開されることとなり、外国人バイヤーなどの来訪も次第に増加することとなった。県と市は共同経営で県内輸向商品の常設展示と輸出取引のあっせんを行う横浜貿易館を開設し、さらには貿易代表団接遇本部を設置するなど輸出貿易の促進をはかろうとした（資料編19近代・現代⑨二五・二五三）。次いで一九四九年三月十五日から三か月間、県と横浜市の共催で日本貿易博覧会を横浜市の野毛山公園、神奈川区反町一帯で開催し、県産業の紹介はもとより国



横浜港における生糸の積出し

『戦後10年のあゆみ』から

内の主要製品、外国の製品の展示をも行うなど輸出産業振興の動きをとった。

一方、為替レートの設定という状況のなかで新たな問題となってきたのは横浜自由港設置の問題であった。これについては既に民間貿易が再開された一九四七年の十二月に横浜商工会議所ら四団体が横浜市に自由港区を設置すべく陳情をしていたが(資料編 19 近代・現代⑨)迄、政府の中に自由港問題を検討する省庁も出はじめ改めて問題化したのである。自由港とは「一般に保護貿易主義をとりつつ一部に關稅法上の外国を国内に設けることによって、国内に保護主義をとりつつその区域を中心とする國際的中

繼貿易を容易ならしめ、ひいて自国の貿易、海運、一般産業の繁栄を図るもの」(資料編 19 近代・現代⑨)で、先の陳情は横浜に自由港区を設置し加工貿易の振興をとおして横浜の經濟復興をはかろうとするものであった。運輸省は「自由地区は、仲繼貿易の繁栄、委託販売の繁栄策又、本邦海運業の發展の為に望まし」として、横浜・神戸を第一次的に、佐世保港を第二次的に考慮するという積極的な態度をとっていた(同上)。ところが通産省では免稅加工地帯を設けて中繼貿易地としてこれを活用する計画をもち、その候補地として横須賀・名古屋・神戸・長崎の名が報ぜられたことから、横須賀市においても自由港

区設置の期成同盟会がつくられ「自由港区の設置は横浜港湾にとつては死活問題ではなく、単なる港運増進策であるのに反し、本港に於ては正に死活の問題である」(資料編 19近代・現代⑨100)と活発な陳情活動を展開した。

かくして横浜・横須賀の両市が自由港区設置を競合して要求しているなかで、運輸・通産両省は自由貿易地帯を設ける方向に進んだが、大蔵省はこうした動きに消極的な態度をとり、また総司令部の動きも明確ではなく、やがてぼつ発した朝鮮戦争の特需景気のなかで結局は立ち消えになってゆくこととなったのである(資料編 19近代・現代⑨解説)。一九五〇年六月二十五日から始まった朝鮮戦争に対し米国はただちに韓国援助の方針をとり、在日米第八軍の二十四歩兵師団(大阪)が朝鮮に、また第七艦隊(横須賀)が台湾に派遣され、七月には第八軍司令部も朝鮮に移されることとなった。この結果第八軍司令部が日本で担当していた業務を行うために日兵站司令部(Japan Logistical Command-JLC)が八月二十五日に横浜に設置され、占領軍の調達業務を行うこととなったのであった(『占領軍調達史』)。これを通じて大量の物資およびサービスの調達が行われ、地元経済も特需ブームに湧くこととなったのである。こうして自由港設置を競った一方の横須賀市は、既に見た軍港都市建設法の制定に向けて活動を行い、一方横浜市も旧軍港都市と同様に特別法による都市発展の途をひらき、一九五〇年十月に公布された横浜国際港都建設法を住民投票で承認し経済復興のため国有財産の譲与などの便宜を受けることとはなかったが、当初構想されていた自由港区の設定というほどの特殊な内容をもつものではなかった。

三 行政手法の変容

占領政策の変化

占領政策が初期の「民主化」と「非軍事化」から「経済復興」へと重点を移してゆく背景には、米ソの二大国を極とする両陣営の対決といういわゆる「冷戦」の深化があった。その後アジアにおいても一九四九（昭和二十四）年十月の中華人民共和国の成立はアメリカ政府に大きな衝撃を与え、さらに一九五〇年六月の朝鮮戦争のぼつ発は直接に大きな影響をもつこととなった。その一つは、朝鮮戦争に関連したいわゆる特需による経済面への影響で、ドッジ・ラインの強行による不況の中にあった日本経済は特需を契機に復興のきっかけを見出すこととなった。いま一つは政治・行政に関連する占領政策が初期に強調された「民主化」のための改革とは異なる方向がとられることとなってきた。一九五〇年七月の警察予備隊の創設に始まる再軍備の動き、さらにはほぼ同じころから始まる共産党幹部に対する追放令の適用という「レッド・パージ」の開始、それと併行して進められる旧追放該当者の追放解除などの動きがとられていったのである。さらに、一九五〇年初頭から動き始めていた講和条約締結への動きが旧連合国が分裂対立した状況のなかでどのように進展していくのかという問題も国内で大きな議論となってきたのである。

こうした動きは当然に県民生活の上にも、また進駐軍の基地をかかえる県の政治・行政にも影響をもってきた。ここではとくに、初期の「改革」政策のなかで住民と地方団体の自主性を強化した地方制度が形成され、次第にこの考えに基づき県の運営が心がけてこられたなかで、国をとりまく新しい状況の展開がこのような自主的な地方政治の運営という方向にいかにか用したのか、という問題を念頭におきつつこの時期の県政を考えてみたい。

シャウプ勧告 と事務再配分

まず、地方行財政制度の全般にかかわる問題としては一九四九（昭和二十四）年五月に來日したシャウプ使節團の勧告とその取扱いの問題があった。同年八月の県議会で知事は、政府はドッジ公使の勧告を口実に地方分権、地方自治を踏みにじったが「私どもは今日まで中央政府に対し、この点につき火を吐く思いでたたかってきた。今回シャウプ博士一行は、先にゆがめられた地方自治体の財政の確立をはかろうという立場にたっている」（『神奈川県議会議史』続編第一巻）との期待を表明していたが、同使節團は來日以来地方自治体財政の確立をも一つの目標として精力的に全国の自治体財政の調査を行い、本県でも五月十七日に知事、太田横須賀市長がそれぞれ全国知事会と市長会のメンバーとしてシャウプ使節團に地方財政の窮状を訴えたのに加え、総司令部係官が県下の状況視察を行うにあたり積極的に協力をしていたのであった（資料編12近代・現代(2)三六）。

同年九月に発表されたシャウプ使節團の勧告は、地方自治・地方財政強化のための大幅な制度改正をも含むものであったが、その基本は、行政機関の事務は国、府県、市町村の三段階に明瞭に区別し、事務はそれを能率よく処理しうるいずれかの段階に割当て、その際まず市町村、次いで府県、最後に中央政府に割当てらるべきだという考え方にたっていた。これに基づいて、国税、道府県税、市町村税の三つの体系を分離独立させ、国費・地方費の関係を明確にするため補助金を整理し、また配付税制度に代えて平衡交付金制度を創設するという内容のものであった。

シャウプ勧告に基づく地方税法の改正は、市町村民税、固定資産税、附加価値税の三大新税を創設する必要があった。地方の財源強化のためとはいえ、新たに税金を課することには抵抗も大きかった。特に市町村優先主義が打ち出されることとなった結果、府県税を確保するため従来の地方税の税目を府県に帰属させるか市町村に帰属させるかの問題が発生し、特に電気ガス税をめぐる両者の意見が鋭く対立することにもなった。結局これらの問題が根底にあって、政府提出の地方税法改正案は

衆議院は通過したものの参議院では否決され（一九五〇年五月一日）廃案となったのである。政府はこれに対する応急措置をと
り、さらに否決された地方税法に修正を加えたりえ再度国会に提出し、七月三十一日ようやく地方税法が成立したのであ
た。

このように地方財政の充実を期して始められた地方税法の改正と財政平衡交付金制度ではあったが、県財政という観点から
みればそれは従来以上に県を窮乏におとしいるものであった。県議会では一九五〇年十月の定例会で「地方財政平衡交付金
増額に関する意見書」と「地方税法の改正に関する意見書」を議決し、平衡交付金が少額にすぎ、また県税たる税目は経済情
勢・景気変動に大きく影響を受け極めて不安定であることを訴えた（『神奈川県議会史』続編第一巻）。知事自身も一九五一年二
月県会で「地方財政平衡交付金制度ならびに昭和二十五年より実施された地方税法の全面改正は、府県財政を窮迫へ陥れつ
つある」との窮状を述べていたのである（同上）。

他方、シャープ勧告は地方財政と行政の問題を不可分のものとしてとらえ、税財源再配分を行政事務の再配分と共に行うべ
きことを要求していた。政府はこのため地方行政調査委員会（通称神戸委員会）を設置し、同委員会は十二月に「行政事務再
配分に関する勧告」を提出した。この勧告は、国と地方公共団体の間の事務配分に関しては「地方公共団体の区域内の事務
は、できる限り地方公共団体の事務とし、国は、地方公共団体においては有効に処理できない事務だけを行うこととすべきで
ある」とするとともに、府県と市町村との間の関係については「市町村は、住民に直結する基礎的の地方公共団体であるから、
地方公共団体の事務とされるものは、原則として市町村に配分するという方針を採るべきである」という基本方向を打ち出し
たのである。こうした考え方は、一方で労働行政等でみられた国の出先機関を一元的に府県に委譲させるべきという動きを強
める（一九四九年三月、県議会は「労働行政機構の一元的地方委譲に関する意見書」を決議している）と同時に、市町村優先主義の考え

に沿って一時中断していた特別市制運動を再燃させるきっかけをも与えることとなるのである。さらに勧告のいう「地方公共団体の規模の合理化」提言はのちの町村合併への動きとつながりをもっていくのである。

専門委員の調査

ところで、戦後の地方制度の改革の基本的考えの一つは地方公共団体の自主性を増大させることにあり、大筋においてはこの線に沿って次つぎと制度改革が進められたのであった。制度改革自体がさまざまな問題を残していることは既にみたとおりであるが、こうした方向を現実化するためには地方団体の側での条件整備がいま一つの問題として存在することはいうまでもない。目を県行政のレベルに転ずると、これらの一連の制度改革のなかで県独自の観点で県勢の振興をはかるといふ動きもこのころになると次第にうかがわれるのである。その一つは一九四七（昭和二十二年）に設置された経済開発本部であり、県内にある未開発資源の調査を行い、開発利用し、これをもとに県政のもととなる計画策定を行う意図のもとに進められた。開発本部が重点的に考えていたのは丹沢山塊の資源調査・開発であったが、調査の結果、森林資源・鉱物資源ともに直ちに開発事業化しうるものは見出せなかつたのである（『戦後の神奈川県政』）。

しかしこのように県内の諸調査を行ったうえで県の施策・計画に活かそうという発想は受け継がれ、一九五一年から斯界の権威者に専門委員を委嘱し県政全般についての基礎調査を行うこととした。専門委員になつたのは、行財政を田中二郎、経済労働を大河内一男、農業を磯辺秀俊の三東大教授、漁業を田辺寿利東洋大教授、建設を鮫島茂工博の五氏で、特に大河内委員が担当した「神奈川県産業構造の基本問題」（一九五一年九月）を皮切りにそれぞれの専門分野での行政施策に先だつ基礎調査が行われたのであった。最初の報告書である『神奈川県産業構造の基本問題』（資料編 19 近代・現代⑨三〇）は、「神奈川県経済復興の鍵が——そしてまた日本経済総体としての『自立再建』の鍵が——工業生産力の復興再建を基盤とし根幹とするものであって、その他の諸産業は、原則として、この工業生産力の展開の上に成り立ち、それと結びついて栄え、そこから豊富にし



初めての広報車

板井芳雄氏蔵

て安定した所得を引き出し、国民生活の安定もまた、そこからはじめて築かれる」という考え方のうえになされていたが、同時に「本県の経済再建案の確立にとって脆弱点となっているのは、各種の統計資料の欠如である。これの整備は直ちに各種施策の立案に大きな意義をもつものであるが差し当りこの点の隘路は著しく大であり、すべての計画案を不安定なものにする」として統計資料の整備が「本県百年の計を樹立するために必要なことであろう」と指摘していたのである。

広報活動

こうした問題を残しつつも、県独自の施策の基礎づくりが進められるのと平行して自治体と住民との関係にも新たな方式を見出す試みが始まった。一九四九（昭和二十四）年から始まった広報（当初は弘報）の活動がそれである。広報は、隣組と町内会の解体を指示した総司令部が、これらに代えて新しく住民と自治体との関係を仲介するためのものとして指導してその導入を進めたものである。全国的にみればその開始の時期にばらつきはあるが、本県の場合、一九四八年末ごろから神奈川県軍政部の指導のもとに進められた。軍政部は民間の自主的組織たる弘（広）報委員会を県・市町村に組織することを奨励し「一 地方自治体の施政をあまねく市民に知らせる、二 市民活動を活ばつにする、三 市民の声を関係公吏に知らせる」ことを期待したのである。したがって、広報ということばで理解されていたのは単なる上意下達、あるいは宣伝でないことは勿論として、「知る

権利の行使のために、住民の声を行政に反映させるため、住民の自発的活動を活ばつにするために」、いいかえれば「戦前行われていた部落会や町内会は上意下達によって市町村内の住民を動かす組織であつて民主主義とは相いれない存在」であるが故に「新しく民主体制下の要請に答えて自主的に広報活動を推進する民間組織として広報委員会を設置」したのであつた（神奈川県公文書課『広報委員会のでびき』一九五三年）。

県下では一九四九年初めに二百二十八の広報委員会が結成され、地方自治体の施政を市民に知らせるとともに、住民のつどい（タウン・ミーティング）を開催し住民の声を関係者に知らせるなどのことが行われたのである。県においても一九四九年一月から広報係を設置し、四月からは『県政時報』『県民広報』を発行し県政の動きを県民に知らせると共に、一九五〇年一月からは『神奈川ニュース』を作成して県下の常設映画館で上映するなど、新しい媒体での広報活動により県政に対する啓蒙普及活動を行ったのである。しかし、広報活動自体が軍政部の指導によって始まるものであり、また従来の日本の行政手法にはなじみの薄いものであつたがゆえに、「政府・自治体の広報活動の適当な範囲については広報活動担当者の知識が非常に不十分である」として、軍政部がこれに積極的に関与し「客観性と偏頗なきことは民主的な広報活動の礎石である」などの指導を行ったのである（資料編12近代・現代(2)三〇）。

ここにみた広報委員会は実際の機能はともかくも、住民の声を表明する中間的な役割を期待されたのであるが、戦後の地方制度は住民の意思を反映させるために選挙のほかにさまざまな直接請求の制度を導入していた。先にみた電気ガス税条例に関してみられた条例の制定・改廃請求、事務の監査請求、さらに議会の解散、議員・長の解職請求などがそれである。こうした新しい制度も数字でみる限りは顕著なものではなかつた。ただ市町村長の解職（リコール）の請求については、新制中学の建設、公共事業の推進、自治体警察の設置などにともなう財政難の下での自治体運営との関連でこの制度により解職されるものも現

れたのである。

公安条例

ところで住民の政治に対するかかわりという面で見れば、戦後においては戦前と比べて著しい変化は国民の政治的自由が広範に認められたことであろう。「自由の指令」によって特高警察が解体され、それまで非合法とされていた共産党が政治活動を公然と開始し、その反面で超国家主義的団体は解散され、またその指導者たちは公職から追放されるに至っていた（資料編 12 近代・現代(2)三言・一五〇～一六〇）。これらの措置が労働運動・社会運動を支える背景となっていた。ところが、一九四八（昭和二十三）年七月の福井市・大阪市を皮切りに占領軍の指導のもとに集会・デモを公安委員会に申請させ許可を与えるという公安条例制定の動きが始まり、これが次第に全国的に拡大するに至ってきた。県下では、早くも一九四六年四月に「各種集会団体行動ニ就而ハ如何ナル行動ニ於テモ左記事項ヲ二十四時間前ニ第一騎兵旅団司令部宛通知ノコト」という指令により、集会等の日時、場所、参加予定人員等について警察に届け出ることとなっていたが（資料編 12 近代・現代(2)三言・一八四）、全国的な公安条例制定の動きのなかで公安委員会の許可制による公安条例が一九五〇年八月に横浜市・川崎市で制定され（資料編 12 近代・現代(2)六五）、同年十月の県議会では県の公安条例が制定されるに至った。知事の説明は「最近の治安情勢をみると、ややもするとこれら集団行進または集団示威運動が越軌行為にわたり、正しい民主的運動から逸脱した方向にはしる場合があるので、これを規正するためにこの条例を制定する」と述べていたが、野党議員は、憲法上の結社、言論・出版の自由等基本的人權の擁護に反するものだと論拠で反対をしていたのである（『神奈川県議会史』続編第一巻）。こうして制定された条例は、先に電気ガス税のところで指摘したように、住民の直接請求によって改廃の対象とならなかったことはいうまでもない。このような動きは、先に述べた初期の占領政策の方向転換と無縁でないことはいうまでもない。一九五〇年に入るとレド・ページの開始とうららはらに、かつては軍国主義者として追放されていた旧指導者に対する追放解除申請が始められ同年十

月には第一次の追放解除者が発表された。この年十月三十日に中地方事務所長が発した「郡下における追放解除者について」という文書では、追放解除の該当者について「町村にては本解除により町村行政にあたえる影響並に反響等につき至急報告し下され」旨求めているが、追放解除者の再登場で県内政治地図の再編も予想されるに至ったのである。

四 講和後への動き

一九五一（昭和二十六）年四月、戦後第二回目の地方選挙が行われた。県選挙管理委員会『地方選挙をかえりみる』
地方選挙

によれば、四年前の選挙は戦後の混乱と制度の変革のさなかで国民の考えも動揺していた時期に行われたのに対し、今回の選挙は諸制度が一応の体制を整え、緊迫した国際情勢に船出しようとする建設的な状況で行われ「地方自治第一期実績の批判的決算といわれる性格であり、また講和を前にしての中間選挙としての性格」をもつものであった。

四月三十日に行われた知事選挙は、前知事で保守系の内山候補と社会党の田上松衛候補（前県議）の間で争われたが、官選・公選通算五年間の実績をもつ内山候補が県下全域で圧倒的な強みをみせ有効投票の七五・二割を獲得し再選された。投票率は七二割で前回に比して七・二割、特に女子の投票率が一一・八割の増加をみていた。選挙後の『神奈川新聞』は「内山知事が戦後の困難な社会条件のもとに民生安定、経済復興につくしてきた努力は認めるが『これが内山県政』という特徴を後世に残す治績の見出せぬことは残念である。再出発にあたり人事機構の刷新が大事である。知事としての抱負は沢山あるに違いないが、できるだけ早く、県政の前途に明るい希望をもたせるべきだ」（昭和二十六年五月二日付社説）と論じていた。

同じ日に行われた県議会議員の選挙結果は、自由党三十、社会党十五、民主党九、諸派一、無所属十二というもので、自由

第19表 党派別新前別立候補 当選者数

	自由		民主		社会		共産		諸派		無所屬			合計											
	新	前計	新	前計	新	前計	新	前計	新	前計	保守		進歩	純		新	前	計							
											新	前計	新	前計											
市部	14	7	2	7	9	5	7	12	—	—	1	1	3	3	6	1	—	—	—	26	24	50			
	22	9	31	3	9	12	10	23	12	—	12	3	3	7	4	11	2	—	2	9	—	9	71	32	103
郡部	2	7	9	—	—	2	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	9	12	21	—	1	1	4	2	6	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県	16	14	30	2	7	9	7	8	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	31	21	52	3	10	13	17	12	29	13	—	13	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

神奈川県選挙管理委員会『地方選挙をかえりみる』(1951年) から作成

党の増加、民主党の減少という結果であった。レッド・ページのなかで共産党は十三名の新人候補をたてたが、当選者はいなかった。一方、当選者六十七名のうち新人が三十五名を数え、前議員をうまわった。しかし新人の進出は必ずしも議員の若返りを意味したわけではなく、「新人の進出を単的に革新と結合して考えることの出来ない複雑さを示すもので、終戦後の混乱期に出た前議員に対する一の批判として眺めるに止めるのが妥当であろう」と分析されている(同前)。

一方、市町村長・議会議員の選挙は県レベルの選挙に先だち四月二十三日に行われた。知事選挙以上に注目されたのは横浜市長選挙であり、再出馬した社会党の石河京市候補に対し、保守系からは追放を解除されたばかりの平沼亮三横浜商工会議所会頭が激しく争ったが、結果は二十四万票対十六万票で平沼候補が当選し社会党市長は一期で交代した。その他の市では川崎・平塚両市では前市長が再選されたが鎌倉市では無所属新人の草間時光候補が前市長を小差で破って当選した。町村長の選挙も七十町村で行われたが、大磯・伊勢原町など三十二町村で無投票当選であった。

この選挙では追放解除者の動きが注目されたが、平沼横浜市長の当選を除いてはみるべきものはなく、市町村長に関して立候補者五名(内二名当選)、市町村議会議員は立候補者八名に対し当選三名という結果であった(同前)。

接収地解 除への期待 こうした新しい地方政治の担い手を取りまく新しい状況としては講和条約の締結が近づいたという情勢であり、特に多くの接収地をかかえた横浜では接収地解除が横浜再建の基礎であるとの観点からこれに対する期待が大きかった。経済界とのつながりの深い平沼市長の登場もこうした流れのなかで理解することができよう。

横浜の経済界では既に一九四九（昭和二十四）年ころから商工会議所を中心に横浜再建協会を組織し横浜復興に対する調査研究を重ねてきたのであるが（『横浜の空襲と戦災』⁵）、商工会議所は港湾施設の接収解除が経済復興の大前提になるとして積極的な陳情活動を展開してきた。一九五〇年七月には第八軍ポルト・コマンダーに「横浜港第一区解放に関する陳情」（『横浜商工会議所百年史』）を、同年十二月には「貿易街の土地、建物の接収解除に関する意見書」（資料編 19 近代・現代 ⑨（二七））を関係諸方面に、また一九五一年一月には講和交渉に來日中のダレス特使に港湾・土地・建物の接収解除要望書を提出するなど、機会あるごとに働きかけていたのである。ダレスあての要望書では、横浜の再建復興が他都市に比較して遅々として進捗しない原因が、港湾諸施設の大半が接収され港湾機能が半身不随に陥っており、また市の中心である中区の三割五分（百二十万坪）が接収され、とくに商業的中心地域一帯が接収されていることを述べたうえ、「私共は講和成立の暁にはこれらの被接収港湾諸施設ならびに土地建物は必ずや全面的に解除されるに至るであろうことを期待しているのでありますが、それ以前におきましても占領政策に差支えない限り、また出来るだけ速やかなる機会におきまして、さらに講和成立後仮りに米軍あるいは国連軍が引き続き当地に駐屯することとなり、幾許かの港湾施設あるいは土地建物を進駐軍の使用に供することとなりまして、それらの利用重要度の軽重緩急に従いまた必ずしも都心地に設ける必要を要しない施設はこれを郊外に移転する等の措置を講ぜられ、ぜひ港湾諸施設の重要部分ならびに都心一帯、土地・建物の接収解除を要望したいと思っております」と訴えていたのである（『横浜商工会議所百年史』）。



接収解除されたホテル・ニューグランド

『戦後10年のあゆみ』から

商工会議所会頭を兼任する平沼横浜市長の働きかけもあり、一九五一年八月には県、市、商工会議所の三者が一体となり横浜市復興建設会議が設けられ「講和後における接収地の処理問題に関する政府への要望書」（資料編 12 近代・現代(2)三）を作成し関係機関への働きかけを行ったが、ここでもたとえ安保条約の締結により駐兵協定が作られるにしても「単に神奈川県、横浜市のみの一方的犠牲においてこの問題を安易に解決することなく」すむように強く訴えていたのであった。

一九五一年九月、サンフランシスコで講和条約とともに日米安保保障条約が締結され、両条約は翌年四月から発効することとなった。講和締結とともに占領は終結することとなったが、安保条約によって米国占領軍は駐留軍と名前を変えて日本に駐在することとなった。このため講和後の接収地の解除のテンポも急速なものではなかった。一九五二年二月から横浜港大棧橋の接収解除が行われたほか、横浜公園の一部（四月）、ホテル・ニューグランド（六月）、関内地区（十一月）の地域が解除されたものの港湾地域はそのままだに残された。また注意すべきことは横浜市内における接収地域の解除はただちに県内の接収地域の消滅を意味するわけではなく、大都市の市街地に駐留する米軍施設が郊外に代替の施設を求めて移転するという方向がとられたため、座間、相模原、朝霞（埼玉県）、追浜、大船等の郊外地域に横浜市内の諸施設が移転することであった。一九五三年十月にそれ

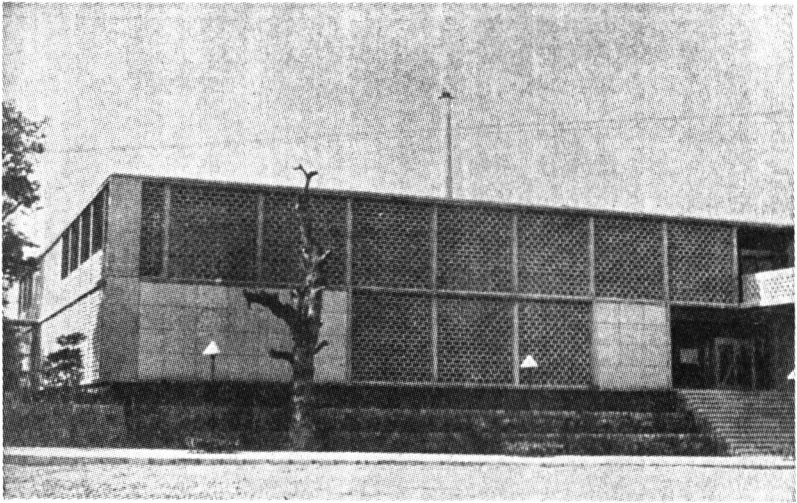
まで税関ビルにあった極東陸軍司令部が座間に移転して横浜の接収が解除された例にみられるように、県という単位でみれば、渉外業務あるいは基地関係業務は講和後においても依然重要な位置を占め続けることとなったのである。

復興諸施策の軌道

一九五一（昭和二十六）年八月の定例県議会で内山知事は講和締結を前にしての所懐を述べ、過去六年にわたり全神奈川県民がよく占領軍に協力したことへの感謝の意を表するとともに、講和後も万邦協和の精神と国際連合への協力態勢を整えるとともに、米国と米国民に対する友好関係の増進が県の施政上も重要であることを明らかにした。さらに神奈川県民の将来が横浜の復興のみならず川崎から横須賀に至る京浜地帯の発展として重要なことを述べ、これを日本有数の商工業地帯として発展させたい希望を表明した（『神奈川県議会議史』続編第二巻）。

内山知事は、一九五〇年五月から八月にかけて、地方自治制度視察団の一行として米国各地の地方制度の実情をみていたが、六月には国連を訪れ「今日としては我々日本人は、この国際連合こそ日本将来の外交舞台として、大いに期待を持たなければならぬ所だと思ふ……今後の日本は、出来得る限り多数の青年を教育し、国際連合において自由に働らき得る道義と教養を備えた人物を、数多くもちたいものである」との感想を記していた（内山岩太郎『アメリカの表情』）。知事の推進する国連運動については、官製の運動でありかつての大政翼賛会と異なるところがないという批判も議会からなされたが、知事は国際連合を国民的理解により身につけることではじめて国際社会に立つていけるのであるとつっぱね、この問題は講和後の内山知事の「渉外知事」としての活動の一つの柱となっていくこととなるのである。

いま一つの県の復興に関しては、朝鮮特需で経済復興のきざしが見えはじめたが、工業の復興に対する期待は一九五〇年四月に制定された県民歌「光あらたに」のなかにもうたわれている。県民歌は新生日本の表玄関たる神奈川の理想と希望をもちこんだものとして公募で選ばれたが、その第四連は「晴れてころのときめくは／いまよみがえる町にきく／鈍の響よ黒けむ



県立図書館

『戦後10年のあゆみ』から

り／ああ神奈川は新生の／歴史の鐘の鳴るところ」と経済復興への期待を高らかにうたっていた。しかし、鋤の響と黒けむりは、早くもその周辺住民生活に大気汚染、ばい煙、騒音等の公害問題をひき起こすに至ったのである。

かくして一九五一年十二月の定例県議会に知事は「これによって公害を防止し、産業の発展と住民の福祉との調和を図ろうとする」ものとして神奈川県事業所公害防止条例を提案した。復興の手がかりをつかみかけた経済界は「本条例の制定実施の結果、既存の事業所に新しい負担を加重し経営を圧迫する」ような方向には消極的で「公害防止条例は其根本に於て工業発展助長の精神に則り且つ公衆衛生の保持を併せ考える構想に於て立案すべきで……一方的に公害防止のみに重点を置く（警察取締り規定に類する）条例は之を排除しなければならない」（資料編 19 近代・現代⑨）という態度であったが、他方で川崎・鶴見選出の社会党議員はこの条例では公害を防ぐことができないとして「事業場から生ずる公害を防止し住民の健康的な生活とその生業を擁護することを目的とする」条例修正案を提出し、より厳しい公害規制を求めたのであった。県会では結局修正案は成立せず知事案の原案の条例が可決され、以後の県の公害行政の基本となっていくの

である(資料編12近代・現代(2)四)。

占領から講和への移行期でいま一つ見落としえないのはさまざまな県立施設の建設である。県立の会館施設第一号は、一九四九年七月に横浜市神奈川区浦島ヶ丘に建てられた神奈川県勤労会館であるが、その後一九五一年十一月には鎌倉に近代美術館が開館し、一九五二年二月には平塚に県立農業会館、八月には横浜市神奈川区桐畑に県立社会福祉会館が完成した。さらに講和記念事業としてスタートすることとなった県立図書館・音楽堂の建設は一九五二年八月の県議会での予算化提案に始まり、横浜市西区紅葉ヶ丘の旧知事官舎跡に建設され、一九五四年十月に完成をみるに至ったのである。これを推進した知事は「会館知事」といわれたほどで、これ以後も県立の諸施設の建設は進められていくのである。

新たな制度

改正の動き

ところで、講和後への動きは政府レベルでも始まり、一九五一(昭和二十六)年マッカーサーに代わって連合国最高司令官となったリッジウェイの承認を得て占領期に制定された諸法規の検討を行う政令諮問委員会が首相の私的諮問機関として発足することとなった。同委員会では追放解除、行政機構、教育制度、独占禁止法、警察制度などの多くの法制の再検討を行い講和後の法制改革の方向を示すこととなった。この委員会の答申を待つことなく、同年六月に警察法の一部改正が行われ、国家地方警察の増員とともに、町村の小自治体警察については住民投票により自治体警察を廃止することができることとなり、廃止後の自治警は国家地方警察の管轄下に編入されることとなった。これに従って県下の自治体警察を有する多くの町村では一九五一年八月から九月にかけて住民投票が行われた(逗子・相模原の両町は一九五二年五月に投票を実施)。その結果、投票が行われたすべての町村で自治体警察を廃止することとなり、自治警の存続するのは八つの市のみとなったのである(『神奈川県警察史』下巻)。このように地方分権化の理念のもとに進められた町村自治体警察も、財政負担の増大、国内外の情勢の変化というなかで短い歴史を終えるのである。「地方自治確立のために発足した制度が種々の見地から、

とりわけ財政的基盤の貧弱から今日の事態にたち至ったことを思ふと地方自治確立の困難さを痛感せざるをえない」とこの動きをみる見方も一部にはあったのである（資料編 12 近代・現代(2)(三)）。警察制度はその後一九五四年二月の新警察法の成立によって、国警・自治警の二本建ての制度そのものが解消され、県警察に一元化されるに至るのである。

ところで占領法制の再検討をしていた政令諮問委員会は一九五一年八月十四日「行政制度の改革に関する答申」を発表したが、その基礎となるのはシャウプ勧告・神戸勧告によってとられてきた市町村優先の地方自治の強化という考えよりは、「真にわが国の国力と国情とに適合した行政制度を整備し、以てわが国の自主自立体制の確立に資する必要がある」という考え方であった。そしてこの答申のなかで、地方自治庁の設置、国の出先機関の廃止と地方公共団体への統合、地方公共団体の組織の縮小簡素化など地方制度にも関連をもついくつかの方向を示したのであった。これに基づいて一九五二年八月には地方自治庁、地方財政委員会、全国選挙管理委員会を統合した自治庁が設置されることとなり、内務省解体後の一時期なかった地方行政にかかわる行政組織が再び政府レベルでできることとなり、また同月になされた地方自治法の一部改正では、総理大臣の知事に対する助言・勧告権を認め、また市町村の規模の適正化を図るため知事が廃置分合の計画を勧告できるなど、執行機関の縦の系列を強化する様な方向の改正がとられることとなったのである。講和後の県政は新たな制度改正の動きのなかで展開していくこととなったのである。